【病院】

契　約　書

盛岡赤十字病院（以下、「甲」という。）と保険薬局名称:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という。）は、甲の院外処方箋に関わる薬剤師法第 23 条 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1　院外処方箋における問い合わせの運用について

(1) 甲及び乙は、別紙プロトコルに基づき、以下の場合、原則として処方医への問い合わせを不要とすることを合意した（詳細は別紙プロトコルのとおり）。

①成分名が同一の銘柄変更
②内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
③内用薬の剤形の変更
④貼付剤や軟膏剤等の包装・規格変更
⑤アドヒアランス等の理由による半錠、粉砕あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。ただし、抗腫瘍剤を除く。
⑥処方薬剤の一包化調剤
⑦その他、合意事項

(2) 乙は、保険薬局で別紙プロトコルを運用するにあたって、患者が不利益を被らないように、十分説明の上、患者の同意を得てから行うものとする。

2　開始時期について

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日より開始する。

3　契約の解除・内容の変更について

契約の解除及び内容の変更については、必要時、甲乙協議を行うこととする。

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

甲　所在地　岩手県盛岡市三本柳６－１－１
　　名　称　盛岡赤十字病院
　　代表者病院長　　㊞

乙　所在地
　　名　称　　㊞